

Ⅲ 林業の部

1 林業構造及び面積

解説

ここには、「2020 年農林業センサス」の農林業経営体調査及び農山村地域調査の結果から、林業経営体及び林野面積に関する統計を掲載した。

(1) 「農林業経営体調査」及び「農山村地域調査」の概要

ア 調査の目的

Ⅱ 農業の部 1 農業構造の解説に掲載

イ 農林業経営体調査

Ⅱ 農業の部 1 農業構造の解説に掲載

ウ 農山村地域調査

(ア) 調査対象

a 市区町村調査

全ての市区町村

b 農業集落調査

全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての集落

(イ) 調査期日

令和 2 年 2 月 1 日現在

(ウ) 調査方法

a 市区町村調査

農林水産省－調査対象の実施系統で行い、オンライン（電子メール）又は往復郵送により配付・回収する自計申告で実施。

b 農業集落調査

農林水産省が委託した民間事業者が郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。また、民間事業者から調査票を配布できない特別な事情がある場合は、沖縄総合事務局の職員が調査票を配布・回収した。ただし、民間事業者による調査で回答が得られない農業集落については、統計調査員が調査票を配布し、回収する自計調査又は調査員による面接調査(他計報告調査)の方法により行った。なお、感染症の発生、まん延等に起因し、統計調査員の訪問が困難な場合は、統計調査員又は沖縄総合事務局の職員が電話による聞き取りを行う方法も可能とした。

(2) 用語の定義

【林業経営体数】

林業経営体

林産物の生産を行うか又は委託を受けて林業作業を行い、生産又は作業に係る面積が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営
 団体経営体
 法人経営体
 農事組合法人
 会社
 株式会社
 合名・合資会社
 合同会社
 各種団体
 農協
 森林組合
 その他の各種
 団体
 その他の法人
 地方公共団体・財産
 区

ア 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）
 イ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

Ⅱ 農業の部 1 農業構造の解説に掲載

【林野面積】

林野面積

現況森林面積と森林以外の草生地（野草地）の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に該当する。

国有（林）
 林野庁

林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。
 林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。

林野庁以外の官庁

林野庁以外の国の行政機関が所管する土地をいう。

民有（林）

国有以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有（林）に分類される。なお、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が経営管理権を設定したものは、当該設定前の分類とする。

独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいう。また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが所管する分収林

	も含めた。
公有（林）	都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地（借入地を含む。）をいう。
都道府県	都道府県が所管する土地をいう。林務主管課(部)所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県立高校の学校林、都道府県が設立した地方独立行政法人等の所管する土地、都道府県が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、都道府県以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林を除いた。
森林整備法人	分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 10 条第 2 号に規定する森林整備法人（森林・造林公社等）が所管する土地をいう。
市区町村	市区町村が所管する土地をいう。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する地方公共団体の組合（例えば市区町村有林についての事務を運営するため 2 つ以上の市区町村が作る組合。以下「町村組合」という。）並びに市区町村及び町村組合が設立した地方独立行政法人の所管する土地を含めた。また、市区町村が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、市区町村以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林は除いた。
財産区	地方自治法第 294 条第 1 項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。 なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は私有とした。
私有（林）	個人、会社、社寺、共同（共有）及び各種団体・組合等が所有している土地をいう。
【現況森林面積】	
現況森林面積	調査期日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。

【森林以外の草生地（野草地）】

森林以外の草生地
（野草地）

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。

ア 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。

イ 林野庁には、貸地の採草放牧地を含む。

ウ 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。

エ 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。